

一般社団法人日本モルック協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本モルック協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、フィンランド発祥のスポーツであるモルックを国際モルック連盟と共に、わが国において統括し、これを代表する団体として、モルックの普及講習会や大会の開催等の事業を行うことにより、シンプルなルールと奥深い技術性を兼ね備えた競技スポーツ及び老若男女が共に活動できる生涯スポーツとしてのモルックの普及振興、日本代表チームの強化を図り、もって国民の心身の健全な発達と世界のモルックプレーヤーとの国際交流を含む社会交流の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)モルックの普及及び指導に関する事業
 - (2)モルックに関する指導員及び審判員の育成及び資格認定に関する事業
 - (3)モルックの国内競技会の開催及び運営指導に関する事業
 - (4)モルックの国際競技会への日本代表チームの派遣に関する事業
 - (5)モルックの競技力の向上に関する事業
 - (6)機関誌、競技規則、解説書等の発行に関する事業
 - (7)その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
2. 前項各号の事業は、いずれも本邦及び海外において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員のみをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (4)選手登録会員 当法人の選手として登録した個人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2. 名誉会員は、社員総会の決議により推薦される。
3. 選手登録会員として入会しようとする者は、別に定める登録申請書により申し込み、要件を満たしたことにより選手登録会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。
3. 選手登録会員は、別に定める選手登録料を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を

喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 選手登録会員が別に定める選手登録資格を失ったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
3. 社員総会は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方

法をもって、少なくとも開催日より 1 週間前までに招集する。ただし、臨時社員総会の招集期限はそのかぎりではない。

4. 社員総会は、物理的な会場にとどまらず、オンラインを併用して開催可能とする。その際、オンラインで出席した社員も議決権行使において法的な出席者とみなされる。議決権の行使は、挙手、電磁的方法その他の方法により行うことができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が議長となる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3. 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受けた財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が理事会を招集する。

3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 抱出された基金は、基金の抱出者と合意した期日まで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
4. その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別途「基金取扱規定」を定め、これに従うものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年 1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散、合併等及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(合併等)

第42条 当法人は、社員総会の議決によって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

初版:2020年7月14日

第2版:2022年8月28日

＜主な改廃箇所＞

・第2条 当法人の設置事務所の場所を変更

第3版:2025年11月23日

＜主な改廃箇所＞

・第6条 選手登録会員を追加

・第7条 名誉会員・選手登録会員の入会手続きを追加

・第8条 選手登録会員を追加

・第11条 選手登録会員の資格喪失要件を追加

・第15条 社員総会の招集方法及び決議方法を追記変更

・第20条 業務執行理事の内容を削る

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

2025年11月23日

一般社団法人日本モルック協会代表理事

八ツ賀秀一